

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市保護司会補助金
補助事業等の目標	青少年犯罪予防活動の推進、各種研修会充実強化を図る。
補助事業等の対象者	諏訪市保護司会
補助対象経費	諏訪市保護司会運営・活動経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、17,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1 / 2 を超える場合の理由】 事業費約 150 万円の約 1.2% 運営資金の一部。 市に代わって事業を進めていただいているため、補助は必要。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	—
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】 青少年犯罪予防活動の推進のため継続して補助する事が必要。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 福祉政策係

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)

令和 8 年 3 月 23 日 一部改正（令和 8 年 4 月 1 日 施行）